

THE いざ! 県政報告

Vol.11 2024.9

千歳八万石の穂



無所属・有志の会

県政報告会&健康体操体験会

開催日時 9月22日(日) **参加無料**

13:30 開場/14:00開始-15:00 県政報告会
15:15開始-16:15 健康体操

場所 浦安市民プラザWave101 多目的小ホール(イオン新浦安4階)
※提携駐車場はありません。

講師 前田 明子(まえだ あきこ)トレーナー

■介護福祉士 ■日体協スポーツ指導員

息子と始めた空手道にはまり全日本空手道連盟公認2段・日体協スポーツ指導員取得。全国大会優勝・関東大会3位・USオープンラスベガス大会出場の経験有り。この経験を活かし、健康体操教室講師・歌声広場など介護予防イベントを江東区・江戸川区・浦安市中心に開催している。

椅子に座って
ご参加OK!



持ち物 フェイスタオル

浦安社会問題研究会主催

タウンミーティング開催!

開催日時 10月26日(土) **参加無料**

14:00 開場/14:30開始-15:30終了

場所 当代島公民館(当代島二丁目14番1号)第一会議室
県政報告の後、千葉県や浦安市の課題について、(駐車場は台数制限あり)参加者の皆さんとタウンミーティングを開催いたします。

《お問い合わせ先》折本たつのり事務所

TEL:070-7656-3998

Mail: orimoto100@gmail.com

千葉県浦安市北栄1-16-5-302

定例演説

新浦安駅前広場
毎週日曜日15:00~



X(Twitter)



公式LINE

皆様の声をお寄せください!

プロフィール

昭和59年(1984年)浦安市堀江生まれ
浦安市立日の出小学校・中学校卒業
早稲田大学高等学院卒業
早稲田大学政治経済学部卒業(雄弁会)
インドにて日本語学校経営
浦安市議会議員[2019.4~2023.3]
妻と長女の三人家族
現在 千葉県議会議員1期目

8/2

国会見学ツアー開催! 120名超の市民の方々が参加



夏休み特別企画として、国会見学ツアーを開催いたしました。猛暑の中ではありますが、老若男女120名を超える市民の皆様にご参加頂きました。国会見学の後は憲政記念館もご案内しました。福島伸享衆議院議員(会派「有志の会」)に紹介議員になっていただいたほか、北神圭朗衆議院議員(会派「有志の会」)にもご尽力頂きました。ご参加頂いた皆様、ご協力頂いた関係者の皆様により感謝を申し上げます。※ご参加された方でデータで写真をご希望の方は orimoto100@gmail.com まで班とお名前を明記の上ご連絡ください。



教員の処遇改善・負担軽減 を求める要望書を提出

#教師のバトン



7月22日、浦安市役所を訪れ、内田悦嗣市長と船橋紀美江教育長に面会し、「教員の処遇改善を求める要望書」を提出いたしました。本要望書は浦安市内の公立学校で勤務する現職の教員の方からの悲痛な訴えを受け、調査し、手交に至りました。内田市長はご多忙にも関わらず、要望書にしっかり目を通して下さり、検討を約束して下さいました。船橋教育長も真摯に耳を傾けて下さり、教員の厳しい勤務環境に関する認識を共有して頂きました。引き続き、現場の声に真摯に耳を傾け、必要な提言を行って参ります。

教員の処遇改善を求める要望書

① 教員の学校給食費について

本市では、本年度から市内小中学校における全ての児童生徒の学校給食費が無償化されました。これは市長の英断によるものであり、衷心より敬意を表します。ただその一方で、学校の教員が負担する給食費は食材費高騰などを理由に値上げされました。

(小学校は月額4,690円→5,150円、中学校は月額5,370円→6,000円)

教員が、自分が食べる分の給食費を負担するのは当然と思われるかもしれませんが、しかし、他の県職員と異なり、千葉県下の全ての市町村では、教員も児童生徒と一緒に学校給食を食べるのが慣例となっており、自前で昼食を用意する事は出来ません。これは学校給食も教育指導の一環であるとの考えに基づくものです。「浦安市給食センターの運営方針」では、「食育の視点」として、下記の6つを食に関する指導の目標に定めています。

- ◇【食事の重要性】食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- ◇【心身の健康】心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。
- ◇【食品を選択する能力】正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
- ◇【感謝の心】食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。
- ◇【社会性】食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。
- ◇【食文化】各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

つまり教員が児童生徒と給食を共にすることは、食育という公務の一環であり、したがって教員の給食費は、公務遂行上に発生した費用であり、本来は公費によって弁償すべきものと考えます。

特に、慢性的な教員不足が問題となるなか、教員の処遇改善の観点からも、児童生徒と同様に格別の配慮が必要ではないでしょうか。
※仮に、市内小中学校在勤の703名の教員(校長・教頭・主幹教諭・教諭・講師・養護教諭)を対象に、給食費を半額に減免する措置を講じた場合でも約1000万円の予算で教員の金銭的負担を軽減することが可能です。

② 教員の学校内駐車にかかる使用料の徴収について

学校職員の駐車場負担金額の変遷

令和3年	2500円	元の金額は5000円。市長判断による減免措置で2500円。
令和4年	4500円	要綱改定。土地価格の変動や受益者負担の観点から元の金額は6000円に値上げ。経過措置として一部減免し、4500円。
令和5年	4500円	
令和6年	6000円	市長判断による減免措置の適用から外れる。

現在、浦安市では教職員が通勤で使う自家用車の学校敷地内駐車を許可していますが、市の行政財産使用料として毎月6,000円を徴収しています。令和3年度までは月額2,500円でしたが、4年度から4,500円に引き上げられ、更に今年度からは6,000円に引き上げられました。わずか2年で3,500円の引き上げであり、年間だと42,000円の負担増になります。

これは、令和3年度まで浦安市の要綱(「浦安市教育施設における職員等の通勤用自動車の駐車の特例に関する要綱」)で駐車料を5,000円と定められていたのが「市長が特に必要があると認めるときは、駐車料を減額し又は免除することができる」との規定により2,500円に減額され、それが令和4年から料金が6,000円に改定されたのが4,500円に減免され、さらには、この減額措置も本年度から廃止され、定額通り6,000円が徴収されるようになったと伺っています。

しかし、車で通勤している教職員はやむを得ない事情により車で通勤しており、自家用車で教材や備品、児童生徒の作品を運ぶなど公務にも使用しています。

上述した市の要綱では、職員等が学校に通勤用自家用車を駐車するには、「自動車を使用しなければ通勤することが困難であると認められるとき」か、「千葉県教育委員会が規定している「学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」に基づく通勤用自動車の公務使用登録がされていること」に該当する場合に、施設管理者である校長の承認を得た上で教育委員会に申請することになっています。

そこで上述した県の「取扱要綱」を見ると、自家用車の公務使用は、「用務先が複数の地域にわたる場合」や「交通不便な地域である場合」の他、「運搬する物品等が多く、庁用自動車等では載せきれない場合」「業務が早朝から、又は深夜に及ぶ場合」など、「校長がやむを得ないと認める場合」の何れかが要件になっています。(「取扱要綱」の運用について)

つまり、本市において教職員が通勤に使う自家用車は、やむを得ない事情があるとして学校長が承認し、県の公務使用登録を受けているものであり、あくまで「公用車」に準じるものです。

現在本市では、286台の車両が県の公務使用登録を受けており、今般の使用料の引き上げ措置が、現場の教員にとって大きな負担増となっている事を危惧しております。

なお、近隣他市の事例を見ると、市川市では学校敷地内での駐車は禁止されている一方で、船橋市や県立の中高では駐車を許可し、料金も徴収しておりません。

こうした事情を鑑み、一般の行政財産使用と同様の基準で教職員から使用料を徴収するのは、不相当ではないかと考えます。特に過酷な勤務を強いられている教員の処遇改善の観点からも、再検討が必要ではないでしょうか。

以上の理由により、教員による給食費の減免と教職員の通勤用車両への使用料の減免を要望致します。

県市の公有財産を有効活用しよう！

新たな財源獲得と市民生活の利便性向上のために

令和4年4月1日から、公共施設の「使用料等設定及び改定基準についての指針」(※)に基づく「受益者負担の適正化」や、長時間の目的外駐車抑制、財源の確保などを理由に、運動公園や総合公園、高洲海滨公園、ドッグランの駐車場などの駐車場料金が有料化されました。また、下水道使用料や、文化会館・公民館など公共施設の使用料、粗大ごみ運搬手数料なども軒並み値上げされています。

しかし、こうした「受益と負担の原則」や「受益者負担の適正化」の名の下に市民負担を求める前に、不要な支出を削減するとともに、市が保有する土地や施設などの公有財産を有効に活用し、新たな財源を獲得する努力を尽くす必要があるのではないのでしょうか。

(※)市が「受益と負担の原則」に基づいて行政財産の使用料や手数料を見直した「使用料等設定及び改定基準についての指針」

例1

新浦安駅前プラザ・マーレ

通称「マーレ」は市の行政財産で、平成16年度の開業から今年で20年を迎え、令和8年3月末で22年間のPFI契約が終了します。現在市は、PFIを含む官民連携の事業手法の検討や次期事業者の選定作業を進めていますが、これまでの事業成果を十分に検証した上で次のステージに進む必要があります。

特に、マーレ1階にある「チャレンジ・ショップ」は、検討が必要です。「店舗型施設や専門家による経営相談の提供などを通じて創業を支援する」として令和元年にスタートし、市は約220㎡の店舗スペースを契約期間1年、利用者負担額は行政財産使用料の2分の1(月額12万円程度)、電気料金の2分の1という破格の条件で貸し出しています。

しかし、新浦安駅前の一等地に所在する同店舗スペースを、民間のテナントに市場相場で貸し出せば、月額で百万円以上、年間で数千万円もの賃料収入を得ることが期待されます。

市民ニーズを慎重に調査した上で、公正なプロセスの元に活用の在り方や事業者の選定を進める必要があります。市にも要望、働きかけを続けます。



例3

市内の公園

近年官民連携(PPP)が注目され、浦安市も令和5年1月に「PPP導入指針」を策定し、現在高洲海滨公園一帯の市有地である「明海・高洲地区公園エリア」でのPark-PFI導入も含めた公園整備の検討を進めています。

こうした取り組みは、高洲・明海に限らず、市内の公園全般を視野に入れるべきだと考えます。コンビニやスーパー、カフェなどの収益施設を併設し、その事業者が公園内のテラスや花壇、緑道、芝生、駐車場の整備、維持管理を担当すれば、財政コストの削減につながるだけでなく、買い物難民の生活利便性も向上します。



© 株式会社長崎新聞社

例2

アトレ1階の出口正面階段下テナント・スペース



ここには以前、障がい者が就労するリサイクルショップなどが入居していましたが、ここ数年は空き家のまま放置されています。

市は当面の間、新しいテナントを入れるのは難しいという姿勢を示していますが、短期貸借やウィークリーショップへの転換など、今ある財産を有効活用する手段はあるはずで。

例4

道路や未利用地の活用

一般に公有財産は、庁舎や学校、公民館、公園、道路などの施設からなる行政財産と、それ以外の普通財産に分類されます。なかでも、普通財産を含む浦安市の「未利用地」は、市内に11か所存在することが判りました。(下図)



新町地域の公共施設用地等
検討業務委託報告書より

これらの土地は、一部駐車場や球場として暫定利用されていて、将来の行政需要に対応するため整備が留保されています。

また、県道「旧第二湾岸道路用地」の側道部分は、長年未整備の状態が続いてきましたが、現在は浦安市が緑道を整備しています。しかし、近年「新湾岸道路」の計画が本格的に始動したものの、浦安を含む都県間の計画が具体化されるまでは相当の期間を要することが予想されます。

そこで、それまでの間、例えば上述した市の未利用地や県道の敷地の一部に定期借地権を設定し、民間の事業者へ貸し出すことも検討すべきです。これらは一例に過ぎませんが、こうした公有財産を有効に活用すれば、市の新たな財源獲得につながるだけでなく、市民に必要なサービスが提供されることで生活利便性の向上にも資します。

8/31

新米の作況を視察



今日は、旭市まで新米の作況を見に行きました。台風10号による強風で稲が倒れ収穫への影響を心配しましたが、生産者さんによると現状では大きな被害はなさそうです。

最近、全国的な米不足が報じられています。去年の猛暑による流通量の減少や、インバウンド需要の増加、南海トラフ地震や台風に備えた買い占めなどが要因とされています。

こうしたなか、今年の新米価格は大幅な上昇が予想されています。しかし、一時の市況に左右されずに持続的な生産を可能にするためには、政府が推し進める農地集約やスマート農業と同時に、再生産可能な価格(生産コスト+利益)と市場相場との差額を補填する制度の構築と予算の確保が必要と考えます。

これは目下危機的状況にある酪農畜産業においても然りです。

農水省の来年度予算における概算要求は2兆6,389億円(予算全体での割合は2.31%)で、今年度当初予算より、17%(3,703億円)上回っていますが、過去の予算額や割合と比べると、1990年度には2兆8,737億円(全体での割合は4.34%)、2000年度は3兆4,279億円(4.03%)と減少・低下しています。衰亡の淵にある農業を救うために国が抜本的な予算措置を講じる様、千葉県にも働きかけて参ります。

7/1 8/10 千葉の梨を世界へ!



7月1日、所属する農林水産常任委員会が開かれ、生産量が日本一である千葉県の梨の輸出の動向について質問しました。

輸出先としては、平成24年にタイ、26年にマレーシアへの実績があり、他にも台湾や香港、アラブ首長国連邦に対し、令和5年度では3tの実績(成田経由)があるそうです。

しかし他の中東圏やヨーロッパへの輸出はないとのこと。コストの面から、空輸よりも船便が中心との事でした。

また金額ベースも非公表とのことですが、果樹全体で一億円程との事です。

輸出における課題認識としては、放射能検査や施設登録などの手続きが煩瑣である事を挙げられていました。輸出の目標値としては、1千万円を目指すとの事です。

目標達成の為の具体的な戦略を策定し、全力で遂行するよう求めました。

8月10日には、グランスタ八重洲のイベントブースにて梨の販売会が実施され、私も参加致しました。販促イベントは各地で開催されています。

8/1 遺憾な教科書採択結果



浦安市教育委員会教科書採択会議を傍聴しました。採択の結果、来年度から使用する中学校用教科書は歴史、公民共に帝国書院になりました。これは7月に開かれた葛南西部採択地区協議会(浦安と市川の共同採択地区協議会)の選定結果をなぞったものです。

本年度までは歴史が帝国書院、公民は東京書籍でした。各委員から質問がなされ、採択地区協議会の選定で公民教科書が変わったのは何故かとの問いに対し、帝国書院はデータが豊富? 歴史教科書との整合性を図る? といった理由が示されました。整合性を図るなら、両方東京書籍でも良いわけで、根拠とはなりません。

またある委員からは、「竹島や尖閣諸島に関する記述はどの教科書も大差ない」との発言があり、がっかりしました。読めば分かりますが千差万別です。

帝国書院の歴史・公民教科書では、我が国の神話から連なる歴史や伝統文化に子どもたちが自信と誇りを持つことは出来ません。これで熾烈な国際政治の荒波をどうやって乗り越えて行こうというのでしょうか。危機感が全くないと言わざるをえません。

また、市川との共同採択の下では、採択会議は結論ありきの茶番になっています。浦安市の単独採択に移行すべきです。

今回、私が市議会でも主張・要望し続けたことは反映されず、大変残念で遺憾な採択結果となりました。

7/9

OLCクルーズ事業参入



東京ディズニーリゾートを運営するオリエンタルランドは7月9日、クルーズ事業に参入すると発表しました。事業費は約3,300億円で、2028年度に就航を予定しています。浦安市もこれを奇貨とし、官民連携のもとで大型船の寄港が

可能な港湾の整備を検討すべきではないでしょうか。港湾整備は災害対策としても有効。三方を海と川に囲まれる浦安市は、災害時に橋が崩落し幹線道路が遮断されれば陸の孤島と化し、ディズニー客など大量の帰宅難民が発生する可能性があります。東日本大震災では、市内の広域が液状化し断水被害に見舞われたなかで、自衛隊の艦船が着岸し水を提供しました。昨年の県議会一般質問でも取り上げましたが、災害時に対応した海上での物資や人員の輸送体制構築の上でも、民間資金を活用して大型船の着岸が可能な港湾を整備し、平時は観光船が利用し、国県市が連携して防災訓練を重ねるなどして有事に備える必要があるのではないのでしょうか。

8/6 リメンバー・ヒロシマ



本日は、広島への原爆投下の日です。この原爆投下によって一瞬にして十数万人もの国民が焼き殺されました。全ての犠牲者に哀悼の誠を捧げます。

戦後の東京裁判判事で唯一、被告人全員の無罪判決を下したラーダービノード・パール博士(インド)は、アメリカが犯した原爆投下という戦争犯罪について以下のように断罪しています。「もし非戦闘員の生命財産の無差別破壊と言うものが、いまだに戦争において違法であるならば、太平洋戦争においては、この原子爆弾使用の決定が、第一次世界大戦中におけるドイツ皇帝の指令、および第二次世界大戦中におけるナチス指導者たちの指令に近似した唯一のものであることを示すだけで充分である。」

「一体あの場合、アメリカは原子爆弾を投下すべき何の理由があったであろうか。日本はすでに降伏すべき用意ができていた。広島に原子爆弾が投下される二ヶ月前から、ソビエトを通じて降伏の交渉を進める用意をしていたのである。当時日本は、連合国との戦いにおいて敗北したという事は明白にわかっていた。彼らはそのことを充分知っていたにもかかわらず、実に悲惨なる破壊力を持つところの原爆を、あえて投下したのである。しかもこれは一種の実験としてである。」

我々はそのに、いろいろな事情を汲み取ることができないでもない。しかしながら、これを投下したところの国から、いまだかつて真実味のある懺悔の言葉を聞いたことがない。これからの世界の平和を語る上において、そのような冷酷な態度が許されていいものだろうか。この原爆投下について、これまでアメリカは色々弁明しているが、その説明あるいは口実はどのようなものであったか。我々はこれを充分考えてみる必要がある。原爆を投下するという事は、男女の別なく戦闘員と非戦闘員の別なく、無差別に人を殺すということである。しかも、最も残酷なる形においての大量殺人である。・・・生きながら、地獄の苦痛にあえいでいる善良なる市民が、今日なお巷にあふれているのである。

しかしながら、彼らの原爆投下の説明、あるいは口実は何であるか。『もしもこれを投下しなかったならば、幾千人かの白人の兵隊が犠牲にならなければならなかったろう・・・』。これがその説明である。我々はこの説明を聞いて、満足することができるであろうか。一体、幾千人の軍人の生命を救う代償として、罪のない老人や子供や婦人、あるいは一般の平和的生活を営む市民を、幾万人幾十万人も殺して良いと言うのだろうか。その家や財産とともに、市街の全部を灰にしてもいいというのだろうか。このような空々しい説明や口実がなされたということ、それ自体、この説明で満足する人々が、彼らの中に多数いることを証明するものである。こんな説明で満足しているような人々によって、人道主義だとか、平和だとかというような言葉がもてあそばれていることを、我々は深く悲しむものである。我々はこうした手合いと、二度とふたたび人道や平和について語りたくはない」

(田中正明氏『パール判事の日本無罪論』小学館文庫より)